

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第79号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

今年度の工事箇所をお知らせします。

今年度も引き続き、先行建設街区及び駅北地区において工事を行います。

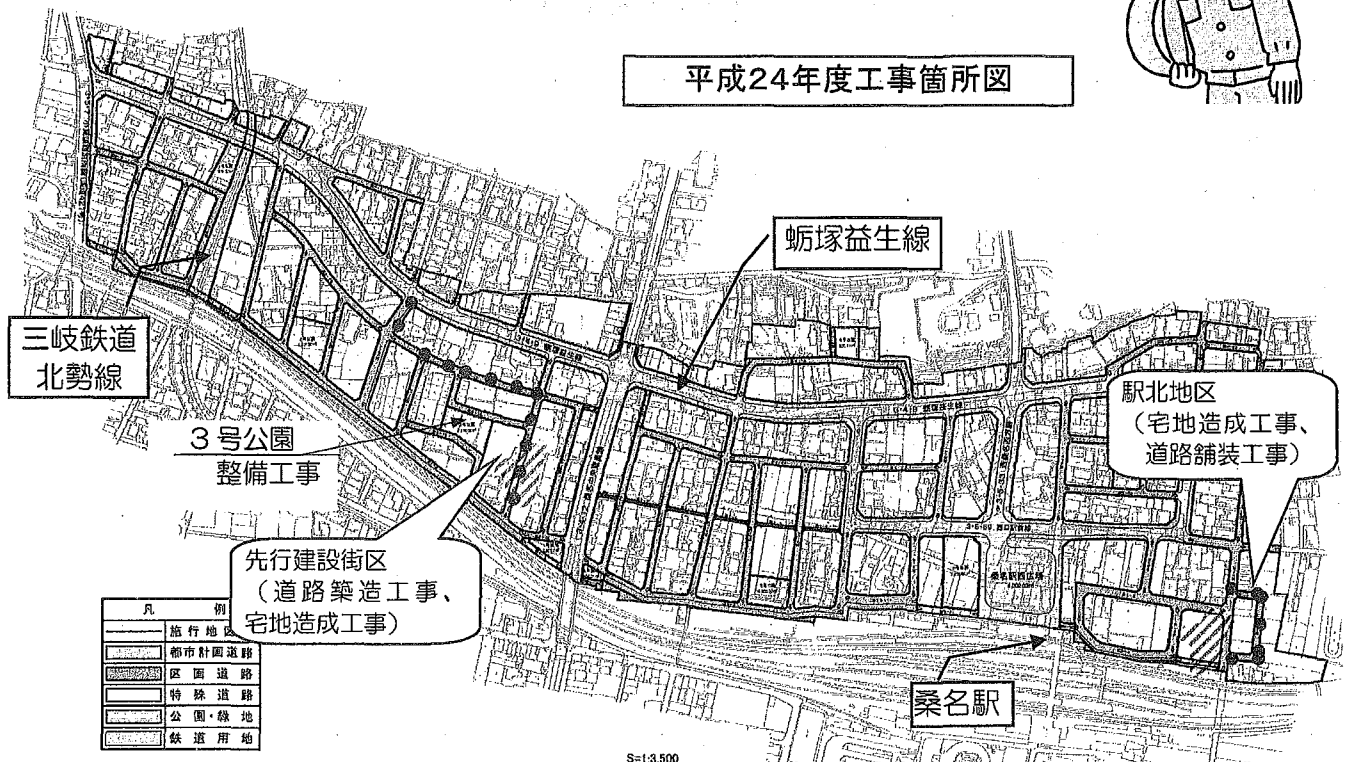
■主な工事内容

- ・先行建設街区の工事内容は、道路築造工事、宅地造成工事と3号公園の整備工事です。
- ・駅直近部（桑名駅北地区）の工事内容は、道路舗装工事と宅地造成工事です。
- ・工事施工業者→ 新成テック㈱（先行建設街区及び駅直近部の工事）
→ ㈱兼松造園（3号公園整備工事）

工事の際には交通規制を行いますので、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、工事期間、交通規制等については工事予告看板等にてお知らせします。



平成24年度工事箇所図



S-13,500

今回の整備工事に伴い、11月より順次、ガス導管、下水道(汚水)管の布設工事を実施しています。ガス導管は東邦ガス、汚水管は上下水道部下水道課が施工します。工事に対し、ご理解・ご協力をお願い致します。

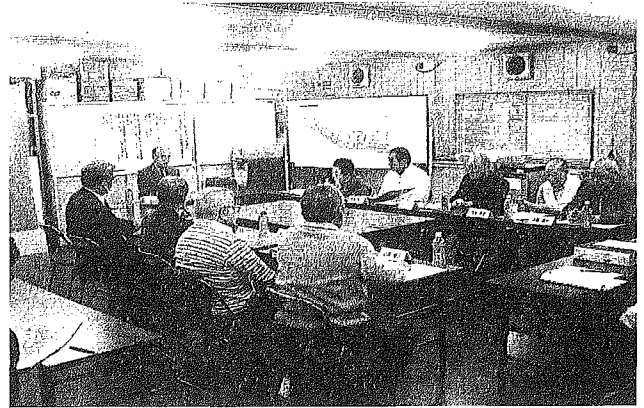
■第20回土地区画整理審議会を開催

平成24年11月17日、事務所会議室において、第20回土地区画整理審議会を開催しました。

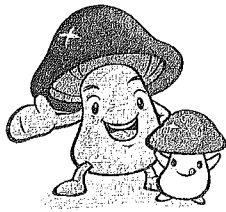
審議会委員改選後初めての審議会で、会長・副会長の選出及び議席番号の決定を行いました。

また、「評価員の選任同意」、「仮換地指定の軽微な変更の取扱いについて」を諮問し、原案に異議のない旨答申をいただきました。

(会長：辻 委員、副会長：郡 委員)



審議会の様子



— 桑名駅周辺整備事務所から —



■工事施工計画について

建物移転計画を含めたおおよその工事施工計画の提示につきましては、作業に予想以上の時間がかかっており、年内の提示が難しくなりましたこと、誠に申し訳ありません。整理でき次第皆様にお知らせしますので、ご理解の程よろしくお願いします。

■高齢者世帯を対象とした巡回訪問を実施中です

看護師・介護支援専門員の資格を持つ相談員が、毎月、第2・第4水曜日に高齢者世帯を対象とした巡回訪問を実施しています。

訪問の際は、健康面や介護等の相談など、お気軽に相談下さい。

後日相談を希望されます方は、事務所まで連絡下さい。

なお、事業に関するお問い合わせは、従来どおり駅周辺整備事務所が対応させていただきます。

■権利変動届が必要です。

仮換地指定後に権利の変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は桑名駅周辺整備事務所までお問い合わせください。

(届出用紙は事務所にあります。)

■事業用地の無断使用はできません。

市が事業用地として取得した土地は無断使用ができません。一時使用の希望がある場合は、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。申請書は事務所にあります。

なお、申請書の提出に当たっては、必要事項を記入し押印の上、使用希望日の1週間前には事務所に提出してください。(決裁の都合上、許可書の発行に時間がかかります。)

事業に対するお問合せ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

桑名駅周辺整備事務所

TEL : (0594) 24-1368

桑名市大字東方 116-6

FAX : (0594) 24-6338

E-mail: ekishujm@city.kuwana.lg.jp